

さとろう綾

事務所
だより

8月号

発行:日本共産党
さとろう綾市政事務所
札幌市白石区平和通
3丁目北5-1
Tel. 864-2580
fax 864-2581
2021年8月



利用者への周知を白石区に要望

8月10日、コロナワクチン接種の交通費が大変との生活保護利用者の声から、申請できることを知らせるよう申し入れを行いました。

さとろ綾市政事務所では、これまで一般的な通院交通費の申請が利用者者に知らされていないことから、申請すると支給されることを知らせ、申請するための支援に取り組んできました。

でも事後申請が可能であり、交通費の領収書がなくても、接種券で実施した会場が確認できれば、必要とした額を支給すること。の2点です。

すべての利用者にお知らせ

さとろ綾市議と伊藤りち子党白石区委員長は、速やかな周知と手続きの簡素化を要請しました。

(申し入れ写真上)

交通費は支給に

国は、4月に、コロナワクチン接種は「公益性が高い」ので申請があれば「指導・指示があったものとして支給の対象とするよう」と通知していただきました。しかし、白石区は生活保護利用者

要望項目は、①新型コロナウイルススワクチン接種の移送費について、厚生労働省事務連絡の内容に基づき、すみやかにすべての保護利用者に、支給対象になることを周知すること。

②すでに接種済みの方

周知の検討はすぐに

白石区保護課では、全世帯に周知が可能な時期として、10月の支給決定通知書送付時(9月末)を検討することでした。終了している方でも、接種券で会場がどこかわかるこ

とから、交通費について申請して支給されることを確認しました。

接種券があれば交通費が確認できます。ワクシー代の領収書を紛失したとしても諦めずに相談してください。

コロナで解雇、緊急小口資金20万円を申請

46才の男性は、コールセンターで派遣社員として働いていましたが、昨年7月に解雇。失業保険や住宅確保給付金の利用で、なんとか暮らしてき

ましたが、生活費は8月分しかありません。生活保護利用も考えた末に、まず緊急小口資金を活用し求職活動を続けることにしました。白石区社協がネットで公表している申請用紙で作成し、申請することができました(制度は裏ページです)



ホームページも
「ご覧ください」

市議会での質問や議員活動を掲載しています。

<https://www.ayasato-jcp.com/>

生活保護

ワクチン接種交通費 さかのぼって申請できます

コロナワクチンでも

交通費は支給に

要望項目は、①新型

新型コロナウイルススワクチン接種の移送費について、厚生労働省事務連絡の内容に基づき、すみやかにすべての保護利用者

②すでに接種済みの方

収入減少、失業などでお困りの方

新型コロナ対策支援制度の活用を

制度活用期限が、11月まで延長されました。

総合支援資金特例貸付制度

■対象者

新型コロナ感染症の影響を受け、収入減少や失業などにより日常生活の維持が困難になっている世帯

■金額

- ・単身世帯 15万円
- ・2人以上世帯 20万円

■貸付期間

・原則3ヵ月で、必要な場合は3ヵ月延長

■据置期間と返済期間

- ・貸付の日から1年の猶予
- ・猶予期間終了後から10年以内の返済

■利息・保証人

・無利子、無保証人です。

■手続き

- ・窓口-白石区社会福祉協議会(社協)
(区役所1階)
- ・申請用紙は社協のホームページで取れます。
さとう綾市政事務所にもあります

緊急小口資金特例貸付制度

◆対象者

- ・休業や収入減少により、生活費が不足したり、貸付が必要な世帯

◆金額

- ・20万円-感染者、要介護者、休業で収入減少、個人事業主で生活費不足など。
- ・10万円-それ以外の世帯

◆据置期間と返済期間

- ・貸付日から1年の猶予
- ・猶予期間終了後2年以内の返済

◆利息・保証人

・無利子、無保証人です。

◆手続き

- ・窓口-白石区社会福祉協議会(社協)
(区役所1階)
- ・申請用紙は社協のホームページで取れます。
さとう綾市政事務所にもあります。

特例措置は期限付きですが、恒常的な通常貸付制度です。いつでも申請できます。ご相談下さい。

くらしのご相談
お気軽にどうぞ

無料法律相談

【弁護士による相談です】
※ご予約ください。

8月25日(水) 13時より

市民相談

- 医療費、介護利用料の支払いが大変
- 公営住宅に入りたい。生活保護など
お気軽にご相談ください。
さとう綾市政事務所 864-2580
平和通3丁目北5-1

生活困窮者自立支援金制度(給付)

◆対象者

- ・総合支援資金の再貸付が終了しているか、利用が断られた人で生計中心者であること。

◆金額

- ・10万円-3人以上世帯
- ・8万円-2人世帯
- ・6万円-1人世帯

◆収入条件

- ・生活保護基準程度
- ・預貯金が単身60万円以下、4人で100万円以下

◆手続き

- ・窓口-白石区社会福祉協議会(社協)
(区役所1階)
- ・申請用紙は社協のホームページで取れます。
さとう綾市政事務所にもあります



病院で無料または低額で診療が受けられる制度があります。是非ご相談ください。